

令和2年度四日市コンビナート地域危険物事故防止アクションプラン

四日市市消防本部
四日市コンビナート地域防災協議会

石油などの危険物を貯蔵し、取り扱うコンビナート地域では、火災や事故が発生すれば大きな被害を招くおそれがあるため、事故等の未然防止を徹底することが官民の共通の認識である。しかしながら、全国の危険物施設における火災・流出事故件数は、平成6年頃から増加し、近年は高い水準で推移している。この状況を受け、消防庁主催の危険物等事故防止対策情報連絡会では、「危険物等に係る重大事故の発生防止」を主眼として、事故防止に向けた対策を推進している。

一方、近い将来の発生の切迫性が指摘されている南海トラフの巨大地震の発生については、気象庁で、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が始まり、平成30年12月には、政府の中央防災会議が、南海トラフ地震が発生する可能性が高まったと判断された場合の防災対応に関する報告書をまとめ、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を示すなど、より一層の安全性の確保が求められている。

このような中、四日市コンビナート地域においては、重大事故だけでなく軽微な事故の発生防止も含めた事故防止対策を講じていく必要がある。

以上のことを踏まえ、消防本部と四日市コンビナート地域防災協議会は、昨年度に引き続き官民一体となった令和2年度四日市コンビナート地域危険物事故防止アクションプランを策定することとしたものである。

当該プランは、下記の危険物事故防止に関する基本方針を定め、それに基づく重点項目を指定し、各々が重点項目に沿った危険物事故防止対策を推進する行動計画を定め、実施、評価し、次年度に改善を行うものである。

記

1 基本方針

危険物による火災・事故の防止を目的に、指定した重点項目に基づく具体的な行動計画を官民一体で策定し活動することで、潜在危険の低減を図り危険物施設の安全性向上を推進する。

2 重点項目

危険物事故の未然防止と拡大防止

3 行動計画

別添の「令和2年度危険物事故防止対策行動計画」のとおり

4 評価

実施事項の評価については、コンビナート防災診断及びアンケート等を活用し行う。

令和2年度危険物事故防止対策行動計画

四日市市消防本部
四日市コンビナート地域防災協議会

基本方針	重点項目	行動計画
<p>潜在危険の低減を図り危険物施設の安全性向上を推進する</p>	<p>危険物事故の未然防止と拡大防止</p>	<p>1 事故事例に基づく再発防止策等の水平展開</p> <p>事故の未然防止への取組み策や過去に発生した事故事例とその再発防止策について、情報共有し、各事業所において事例を水平展開し予防保全を図る。</p> <p>具体的な取組み</p> <p>事故防止への取組み事例や過去に発生した事故の事例を提供する「コンビナート事業所学習会」を開催する。</p>
		<p>2 自衛防災組織等の充実及び災害対応力の向上</p> <p>状況予測能力及び意思決定能力の向上のため、各事業所において自衛防災組織等の実動訓練、図上訓練を実施するとともに、訓練検証を実施することによりその技量と防災要員等の士気の向上を図る。</p> <p>具体的な取組み</p> <p>「実動訓練」「図上訓練（状況予測型または状況付与型）」を実施し、「自衛防災組織等訓練検証」により対応力の向上を図る。</p>
		<p>3 事業所の保安技術力の向上及び安全意識の高揚</p> <p>事業所の各部門（設備・運転・保安など）の担当者が集合し、潜在危険低減のための保安技術力の向上に係る意見交換・研究討議を通じて、各事業所における安全意識の高揚を図る。</p> <p>具体的な取組み</p> <p>保安技術力の向上について討議する「集合セミナー」を開催する。</p>